

新型コロナウイルス感染症（日本における水際対策強化等）

令和３年３月１０日
在パナマ日本国大使館

新型コロナウイルス変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえた水際対策の一環として、３月１９日以降に日本に入国される方について、以下の措置が適用されることとなりましたので、お知らせいたします。

１ 日本人を含む全ての日本入国者は出国前 72 時間以内の検査証明書を提出することとなっておりますが、検査証明書を所持していない者等について以下の措置が取られます。

- （１） 上記の検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき日本への上陸が認められません。
- （２） 出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。

２ 出国前検査証明の要件が一部緩和されます。詳細は厚生労働省のＨＰの以下リンク

（ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）

にてご確認ください。

以上